

板橋区ウェルネス活動推進団体支援事業実施要綱

(令和3年12月10日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が、高齢者の介護予防、健康増進等を目的とする自主的・自発的な活動（以下「ウェルネス活動」という。）を行う団体に対し、活動場所の提供等による支援を行うことで自主活動の継続的發展を図り、高齢者等の社会的孤立感の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域内での支え合い体制の確立を目指す事業（以下「ウェルネス活動推進団体支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 ウェルネス活動推進団体支援事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) ウェルネス活動推進団体の立上げ支援（以下「立上げ支援」という。）
- (2) ウェルネス活動推進団体の活動継続の支援（以下「継続支援」という。）

(対象者及び対象団体)

第3条 立上げ支援の対象者は、新たにウェルネス活動推進団体の立上げ又はウェルネス活動への参加を希望する65歳以上の区民とする。

2 継続支援の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 区内在住の65歳以上の高齢者で構成された5人以上の団体であること。ただし、団体の構成員に区外在住又は65歳未満の者（以下「区外在住者等」という。）が含まれている場合でも、区外在住者等の人数が全体の5割未満である場合は、対象団体とする。
- (2) ウェルネス活動を月1回以上行っている又は行う予定であること。
- (3) 地域に対しオープンな活動ができ、新たな人員を常時受け入れることができる団体であること。
- (4) 区及び地域包括支援センターと連携・協働できる団体であること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体は支援の対象としない。

- (1) 営利活動を目的とした事業を行っている団体
- (2) 政治、宗教又は選挙活動にかかわる団体
- (3) 団体構成員に東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年10月30日東京都板橋区条例第28号。以下「区暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員が含まれる団体
- (4) 区暴排条例第2条第3号に規定する暴力団関係者が含まれる団体

(対象活動)

第4条 ウェルネス活動推進団体支援事業の対象となるウェルネス活動（以下「対象活動」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護予防・健康増進に関する活動
- (2) 正しい栄養の摂取や食生活の改善に関する活動
- (3) 口腔機能の向上に関する活動
- (4) 認知症予防に関する活動
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区長が適当と認める活動

(支援内容)

第5条 立上げ支援の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 専門職による介護予防に関する講座等の実施
- (2) 区職員、地域包括支援センター職員の随時の助言等の実施
- (3) 板橋区ウェルネススペース運営要綱（令和3年12月10日区長決定）に定めるウェルネススペース（以下「ウェルネススペース」という。）の提供

2 継続支援の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 対象活動の活動場所として、次に掲げる場所を提供すること。
 - ア ウェルネススペース
 - イ 板橋区区民集会所の設置及び管理に関する要綱（昭和55年5月31日区長決定）に定める集会所
- (2) 保健福祉の専門職による助言等の実施

(立上げ支援の受付方法)

第6条 立上げ支援に係る対象者からの相談の受付は、おとしより保健福祉センターへの電話、来所その他適宜の方法により行うものとする。

(継続支援の利用方法)

第7条 継続支援の利用を希望する対象団体は、区長に団体の登録（以下「団体登録」という。）を申請しなければならない。

2 前項に規定する団体登録の申請は、区長に対し、ウェルネス活動推進団体登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出して行わなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 活動団体構成員名簿
- (3) その他区長が必要と認める書類

(団体登録の承認及び有効期間)

第8条 区長は、前条第2項に規定する団体登録の申請があったときは、登録の可否を決定し、団体登録承認（不承認）決定通知書（別記第2号様式）の交付により通知するものとする。

2 前項の規定に基づく団体登録の有効期間は、令和7年3月31日までとする。

(変更の届出)

第9条 団体登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という）は、承認後、第7条第2項の規定による申請内容に変更が生じた場合は、区長に対し、登録変更届出書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(登録承認の取消し)

第10条 区長は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条による利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項に規定する対象団体に該当しなくなったとき。
- (2) 第4条に規定する対象活動に該当しなくなったとき。
- (3) 不正又は虚偽の申請により利用承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が承認を不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により、登録承認の取消しを決定した場合は、登録承認取消決定通知書（別記第4号様式）により、登録団体に通知するものとする。

(実績及び実施状況報告)

第11条 登録団体は、毎年度、当該年度の活動実績を区長に報告しなければならない。

2 区長は、必要に応じて、登録団体の活動の実施状況について、随時報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(宛先) 板橋区長

(申請者)

団体の名称

代表者住所

代表者氏名

ウェルネス（介護予防）活動推進団体登録申請書

ウェルネス活動推進団体支援事業実施要綱第5条第2項に規定する支援対象団体に該当することから、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

なお、申請手続きに関して、登録要件について公簿で確認（電子計算組織の利用を含む。）すること及び団体登録に必要な情報を区の関係部署間で共有すること並びに介護予防の推進を目的として団体の活動内容等を公表することに同意いたします。

記

1 利用する施設（を入れる）

ウェルネススペース

ウェルネススペース板橋

ウェルネススペース蓮根

ウェルネススペース前野

ウェルネススペース桜川

区民集会所

2 添付書類

(1) 活動計画書

(2) 活動団体構成員名簿

(3) その他

別紙のとおり

別記第2号様式

年 月 日

団体の名称

代表者氏名

様

板橋区長

団体登録承認（不承認）決定通知書

年 月 日で利用申請のあったウェルネス活動推進団体登録について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

決定区分	
利用承認した施設	<input type="checkbox"/> ウェルネススペース <input type="checkbox"/> 区民集会所
承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日

申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合、速やかに「登録変更届出書」に添付書類を添えて提出すること。

(宛先) 板橋区長

(申請者)

団体の名称

代表者住所

代表者氏名

登録変更届出書

ウェルネス活動推進団体登録について、変更したいので、下記のとおり届出します。

記

登録する項目を記入またはする。

変更項目	変更前	変更後
団体名称		
代表者名		
代表者住所		
利用する施設	<input type="checkbox"/> ウェルネススペース <input type="checkbox"/> 区民集会所	<input type="checkbox"/> ウェルネススペースのみ <input type="checkbox"/> 区民集会所のみ <input type="checkbox"/> ウェルネススペースと区民集会所の両方
構成員	省略	別紙のとおり

別記第4号様式

年 月 日

団体の名称

代表者氏名

様

板橋区長

登録承認取消決定通知書

年 月 日付 で承認しましたウェルネス活動推進団体登録について、下記 の理由により承認を取り消します。

記

取消理由

[]